

当院の院内感染対策の取り組み

益田赤十字病院における医療関連感染の発生を未然に防止し、感染症発生時には、拡大防止、制圧、終息を図る必要があるため、院内感染対策指針を以下のように定める。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染とは、患者が医療機関で治療を受けている間に感染症に罹患することをいう。医療関連感染は、患者が病原性の細菌、ウイルス、真菌等に曝露されて引き起こすものであり、こうした曝露の原因には【医療従事者の手指の汚染】【環境表面】【患者同士の接触】【カテーテルの挿入及び留置】などがある。益田赤十字病院の院内感染対策の基本的方針として、いかなる場合も人権を尊重し、守秘義務の徹底に努めるとともに説明責任を果たす。標準予防策を徹底し、根拠のある感染対策を行う。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織

院内各部署の職員が職種横断的に協力し、予防や対策を効果的に行っていくための組織として下記の委員会を設置する。

①感染管理推進室

医療関連感染対策体制を確立するために院長直属の部署として設置されている。院内感染管理者である医師が室長を勤め、専従の看護師、専任の薬剤師と検査技師を配置している。職種横断的に感染防止にかかる業務を遂行する権限を病院長より委譲されている。

②院内感染防止対策委員会

感染対策に関する最終決議機関であり、臨床の現場で確実に実行されなければならない感染対策について全ての事項を決定し、実行させる権限を持つ。本委員会で決定されたことは、関連する全ての部署が直ちに対応する義務と責任がある。

③感染制御チーム (ICT)

- ・感染対策に3年以上の経験を有する専任の医師
- ・5年以上感染管理に従事した経験を持ち、適切な研修を終了した専従の看護師
- ・3年以上の病院勤務経験を有する感染防止対策に係わる専任の薬剤師
- ・3年以上の病院勤務経験を有する感染防止対策に係わる専任の検査技師

を中心に構成され、院内感染対策に関する日常的業務、職員への指導などを行う実働部隊である。

④ICT リンクナース

ICTの下部組織として各部署に配置し、委員会での決定事項を周知徹底させるとともに、現場でのモデル的存在となって率先して感染防止活動を行う。

⑤抗菌薬適正使用支援チーム (AST)

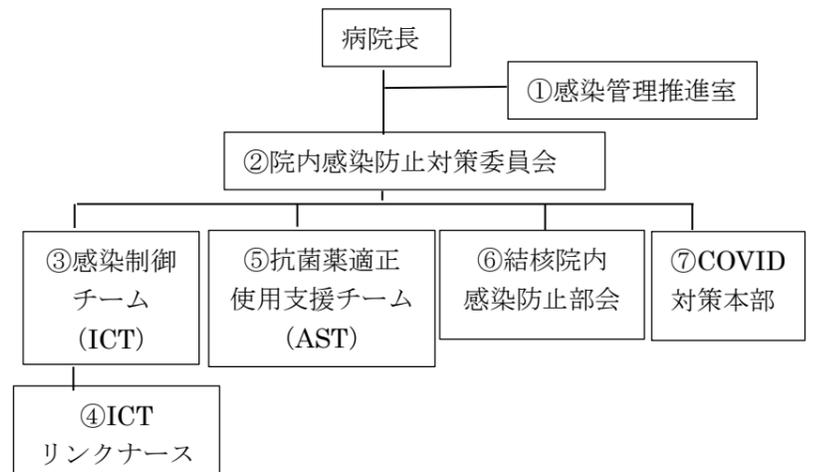
感染症治療の早期モニタリングとフィードバック、微生物検査・臨床検査の利用適正化、抗菌薬適正使用に係る評価と教育啓発を行う。

⑥結核院内感染防止部会

入院患者及び職員において結核が発生した場合、感染拡大防止のために迅速に対応策を検討し、実行する。

⑦COVID 対策本部

令和2年に発足。新型コロナウイルス感染症の最新の情報を元に対策を考案し、院内感染防止対策委員会の指示のもと実行する。



3. 院内感染対策のための職員研修

- ①すべての職員に周知徹底を図るために院内感染対策に係る年2回の研修会を開催する。
- ②医療職に対しては、抗菌薬適正使用を目的とした研修を年2回行う。
- ③上記研修会の参加は、病院で勤務するものとしての義務であり、職員は最新の知見を踏まえた科学的根拠のある感染対策に努める。

4. 感染症の発生状況の報告

院内感染の発生状況を把握し、職員は感染症動向を周知する。

- ①院内感染対策上問題となる微生物の検出時は、細菌検査室から感染管理推進室、担当医、部署責任者に直ちに報告し、ICTは情報を分析して必要に応じ対策を講じる。
- ②上記の情報により、アウトブレイクや重大な院内感染等を迅速に特定し対応する。

5. 院内感染発生時の対応

- ①院内感染発生時、ICTは発生状況を把握、調査し、拡大防止策を実施する。
- ②感染拡大が懸念される場合は、院内感染防止対策委員会の緊急会議を開催し、発生部署への入院・転入・転出を制限するなどの対応や発生部署の入院患者へのスクリーニング検査などの対応を検討実施する。
- ③感染症発生に関して法律に規定された届出を適切に行うとともに、重大な院内感染が発生した場合、行政機関と連携し対応する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、益田赤十字病院のホームページにおいて一般公開する。